

## 公立福生病院面会規定

### (目的)

第1条 本規定は、入院患者の療養環境の確保及び感染防止対策を図りつつ、適切な面会を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (面会時間)

第2条 面会時間は、原則として14時00分から20時00分までとする。感染症流行状況及び病棟の状況により、時間を制限する場合がある。

### (面会人数及び時間制限)

第3条 1回の面会につき、面会人数は2名以内、面会時間は30分以内とする。面会者の交代は、病棟スタッフの指示に従うこと。

### (面会手続)

第4条 面会者は、総合案内にて所定の手続きを行うこと。

2 入館申込書に必要事項を記入し、入館証の交付を受けること。

3 入館証は常時装着し、退館時に総合案内へ返却すること。

### (面会を制限する場合)

第5条 次の各号に該当する場合、面会を制限または禁止することがある。

(1) 発熱、咳、咽頭痛等の感染症症状がある場合

(2) 感染症流行期または院内感染対策上必要と判断された場合

(3) 患者の病状が不安定な場合

(4) 医師が治療上不適当と判断した場合

### (遵守事項)

第6条 面会者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 病棟、病室内での飲食をしないこと。

(2) 他の患者の療養の妨げとなる行為（大声での会話、他患者の病室への立入等）をしないこと。

(3) 生花や鉢植え（造花、プリザーブドフラワーを含む）を持ち込まないこと。

(4) 鋭利な物（ハサミ、爪切り、T字ひげそり）、ライター等の危険物を持ち込まないこと。

(5) 敷地内での写真や動画の撮影、音声録音及びSNS等への投稿をしないこと。

(6) 医療機器への接触や操作をしないこと。

(7) 院内では病院職員の指示に従うこと。

### (小児の面会)

第7条 小学生以下の面会は、原則として禁止する。

### (特例)

第8条 終末期患者等、特別な事情がある場合の面会は、院長または病棟責任者の判断により面会時間、面会人数は柔軟に対応する。

### 附 則

本規定は、令和8年6月1日より施行する。